平成２２年（フ）第１３号
群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1513番地１
破産者　佐藤　順一
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１０４０号
埼玉県蕨市中央４丁目８番６号、旧住所埼玉県川口市上青木３丁目１番14―303号
破産者　川崎　　誠
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８７号
埼玉県新座市野火止８丁目８番13号
破産者　土井　明人
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８０号
埼玉県久喜市桜田１丁目４番１―610
破産者　生出　博美
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―28―505
破産者　小熊　好子
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目26番１―701号
破産者　栗田　正章
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５２号
千葉県山武郡大網白里町清名幸谷1592―３清名幸谷テラスハウス１階、住民票上の住所横浜市南区庚台70番地
破産者　高久　義雄
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１号
富山市流杉177番地３軽費老人ホーム九重荘、前住所富山市泉町１丁目３番21号
破産者　村井　邦次
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６５号
山梨県中央市大鳥居3644番地、住民票上の住所山梨県中央市木原758番地36
破産者　石原　良子
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６３０号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―824号
破産者　松木　一男
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４２４号
大阪府吹田市春日４丁目11番２―507号
破産者　平手真之介
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６５４号
兵庫県三田市高次２－１―25　親和ハイツ302、住民票上の住所兵庫県三田市ゆりのき台１丁目18番地10
破産者　石井　啓雄
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１６２号
大阪市此花区梅香３―24―４、住民票上の住所大阪府箕面市如意谷３丁目６番19―401号
破産者　川本　博明
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０５１号
大阪府八尾市末広町３丁目４番11号
破産者　島田佳尚こと　島田　嘉久
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７１１号
大阪市城東区鴫野西４丁目18番13―307号、前住所大阪市旭区中宮４丁目11番８号
破産者　檜尾　忠宏
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６０６号
大阪市東淀川区小松４丁目９番２号パティオ小松203号、開始決定時の住所大阪市東淀川区南江口２丁目５番14号
破産者　田口　克己
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７１６号
大阪市東住吉区桑津４丁目12番31号
破産者　鴻野　悦子
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９３１号
大阪市平野区背戸口１丁目２番11号　カシハラシティビル502
破産者　眞野　恒一
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部